

石川県公報

平成24年2月17日

第12467号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 告示 | | | |
| 土地収用法に基づく事業の認定 | (監理課) 1 | 宅地建物取引業者聴聞公告 | (建築住宅課) 4 |
| 公 告 | | 正 誤 | |
| 政府調達に関する協定に係る入札公告 | (競馬総務課) 2 | 平成24.2.10第12465号中 | 5 |

告示

石川県告示第62号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年2月17日

石川県知事 谷本正憲

1 起業者の名称

輪島市

2 事業の種類

大倉公園(仮称)整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

石川県輪島市町野町大川七字地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、石川県輪島市町野町大川七字地内を起業地とする「大倉公園(仮称)整備事業」(以下「本事業」という。)である。

本事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である輪島市は、適法な手続と予算措置により本事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本事業は、地域の青少年と壮年層のコミュニケーション活動や次世代を担う幼児・児童の健全育成を図るために、憩いの場及び体位向上の場として計画されたものである。

公園・緑地は、地域住民のコミュニティー広場として、施設整備の要望が高く、余暇が増えて、物質面で豊

かになってきた社会において、子供からお年寄りまで潤いと安らぎを与える憩いの場としての公園は生活の上で必要不可欠であるが、起業地が存在する地域には、現在、公園的施設がないため、住民が集い子供からお年寄りまで自然と触れ合い、コミュニケーションを図る憩いの場を必要としている状態である。

本件事業の完成により、青少年と壮年層のコミュニケーション活動の促進並びに子供の情操豊かな健全育成が図られ、積極的な地域活動に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のため特別な措置を講すべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

輪島市都市再生整備計画(町野地区)のまちづくりの整備方針に沿って、地域の活性化に貢献できる場所で一定の敷地面積が確保できること。

児童及び生徒が利用しやすい場所であること。

建物移転等の必要がなく、技術的に施工が容易でかつ経済的であること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を利便性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が、最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、現在、起業地近辺には公園的施設がなく、地域住民からも早期設置に対し強い要望が寄せられていることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供する範囲にとどめられていることから、収用についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2 第2項の規定による図面の縦覧場所

輪島市建設部都市整備課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年2月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

金沢競馬場清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、石川県知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期間

平成24年4月3日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

金沢競馬場

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる特定役務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第165号）に基づき、競争入札参加資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

(4) 受託責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。

(5) 受託責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

(6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を平成21年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成24年3月16日（金）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において手渡し

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成24年3月23日（金）午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

平成24年3月30日（金）午後2時（郵送の場合は、書留郵便とし、同日正午までに必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(5) 開札の日時及び場所

平成24年3月30日（金）午後2時

石川県競馬事業局3階会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。

ただし、すでに競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りではない。

(4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119号の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) この公告は、1(1)に係る予算の議案が石川県議会で議決されないとときは、無効となる。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of services required

Cleaning of the Kanazawa racetrack

(2) Fulfilment period

From 3 April 2012 through 31 March 2013

(3) Delivery place

Kanazawa racetrack

(4) Inquiry section, regarding notice of tender

Horserace administration Division, Ishikawa Prefectural Goverment

1 Hatta-machinishi Kanazawa city 920 - 3105 Japan

TEL. 076 - 258 - 5761

(5) Time limit of tender

2:00 p.m. 30 March 2012

宅地建物取引業者聴聞公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第1項の規定による処分をすることについて、同法第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成24年2月17日

石川県知事 谷本正憲

1 期日

平成24年3月2日 午後4時

2 場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 16階 1601会議室

3 被聴聞者の事務所所在地及び名称

石川県金沢市玉鉢1丁目302番地

株式会社トミワ

正 誤

平成24年2月10日発行の石川県公報第12465号中、正誤次のとおり

| ページ | 正 | 誤 |
|-----|----------------|----------------|
| 1 | 第 12465 号(金曜日) | 第 12465 号(火曜日) |

